

水道未給水区域等における物価高騰対応支援給付金 についてお知らせ

水道未給水区域等における物価高騰対応支援給付金とは？

原油価格や電気・ガス料金を含む物価等の高騰により、さらなる影響を受けている市民生活を支援するため、水道基本料免除事業に合わせて、未給水区域や水道未利用の世帯・事業者（法人又は個人事業者）を対象として、2期分の水道基本料金相当を給付するものです。

支給額

1 支給対象者あたり5,200円

対象者

- ① 呉市内に住所を有し、呉市との給水契約がなく、井戸水または山水などを生活用水として利用している世帯主
- ② 呉市内に事業所を有し、呉市との給水契約がなく、井戸水または山水などを利用している事業者（法人又は個人事業者）

※同一の住所地等において対象者が複数ある場合は代表者のみ対象です。

申請方法

令和6年2月29日（木）までに必要書類を呉市地域協働課またはお近くの各市民センターに提出してください。

《必要書類》

- ① 申請書
- ② 本人確認書類（コピー）
- ③ 振込先口座確認書類（コピー）

▶ 詳しくは、以下のURLまたはQRコードから

<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/4/suidou-sien.html>



お問い合わせはこちら

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

呉市役所2階 地域協働課

TEL : 0823-25-3577